

吸收分割に係る事前開示書面
(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく開示事項)

2025 年 11 月 26 日

株式会社 kubell

2025年11月26日

吸收分割に係る事前開示書面

東京都港区南青山一丁目24番3号
株式会社kubell
代表取締役 山本 正喜

株式会社kubell（以下「承継会社」といいます。）は、ペイトナー株式会社（以下「分割会社」といいます。）との間で2025年11月25日に吸收分割契約書（以下「本契約」といいます。）を締結し、2026年1月1日を効力発生日として、分割会社の営む「ペイトナー請求書」サービスに係る事業（以下「本事業」といいます。）に関する権利義務を承継会社に承継させる吸收分割（以下「本分割」といいます。）を行うことを決定しました。

本分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸收分割契約の内容（会社法第794条第1項）

本契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第1号）

本分割に際しては、承継会社は、分割会社に対し、本分割に対して承継する権利義務に代わる対価として7,000万円を支払います。但し、効力発生日後における承継対象契約に基づく売上（2026年1月から同年2月までの1ヶ月平均）が、効力発生日前における承継対象契約に基づく売上（2025年8月から10月までの1ヶ月平均）の90%を下回る場合、本契約の定めにしたがって対価が調整されます。

本分割の対価の算定にあたっては、本事業の状況及び将来見通し、承継する資産等を総合的に勘案し、承継会社及び分割会社の間における協議を経て決定されたものであり、相当であると判断しています。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項を定めたときは、同号に掲げる事項（会社法施行規則第192条第2号）

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項を定めたときは、当該事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第192条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸收分割会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第192条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号イ）

分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は、別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第192条第4号ロ）

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第192条第4号ハ）

該当事項はありません。

6. 吸収分割承継株式会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（会社法施行規則第192条第6号イ）

該当事項はありません。

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継株式会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第192条第7号）

貸借対照表における承継会社の2024年12月末日現在の資産の額は5,519,408千円、負債の額は3,920,793千円、純資産の額は1,598,615千円であり、その後、これらの額に重大な変動は生じていません。本分割により、承継会社が分割会社から承継する資産の額は0円、負債の額は0円となる見込みです。また、本分割の効力発生日までに承継会社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本分割後における承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点並びに当社の収益状況、キャッシュ・フロー等に鑑みて、当社の負担する債務については、本分割の効力発生日以降も履行の見込みがあると判断します。

以上

別紙 1 吸収分割契約の内容

(別添のとおり)

吸收分割契約書

ペイトナー株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社 kubell（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸收分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸收分割）

1. 甲は、本契約に従い、甲を分割会社、乙を承継会社とする吸收分割により、甲の営む「ペイトナー請求書」サービス（以下「本サービス」という。）に係る事業（以下「本事業」という。）に関する第2条第1項所定の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本分割」という。）。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次の各号のとおりである。

(1) 甲（分割会社）

商 号 ペイトナー株式会社
住 所 東京都港区虎ノ門五丁目 9 番 1 号

(2) 乙（承継会社）

商 号 株式会社 kubell
住 所 東京都港区南青山一丁目 24 番 3 号 WeWork 乃木坂

第2条（承継する権利義務）

1. 甲は、効力発生日（第5条に定義する。以下同じ。）において、本事業に関する別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産、債務、契約その他の権利義務を、乙に承継させ、乙はこれを承継する。
2. 甲の乙に対する債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。
3. 甲は、乙に対し、本契約の締結日及び効力発生日において、承継する契約、債権及び債務について事前に開示された情報がいずれも重要な点において真実かつ正確であり、かつ、本分割の実行に重大な支障となる情報若しくは著しく困難にする情報であって乙に開示されていないものがないことを表明し、保証する。

第3条（本分割に際して交付する金銭等）

乙は、本分割に際して、前条に基づき承継する権利義務の対価（以下「本対価」という。）として、7,000万円を甲に対して支払う。

第3条の2（対象契約に基づく売上による本対価の返還）

1. 本事業に関し甲が本サービスの利用者との間で締結している本サービスの利用に係る契約（以下「対象契約」という。）に基づく売上（2025年8月から同年10月までの間ににおける1ヶ月あたりの平均売上とする。）に対する、効力発生日において承継した対

象契約に基づく売上（2026年1月から同年2月までの間における1ヶ月あたりの平均売上とする。ただし、当該平均売上の算定においては、効力発生日前から内在していた問題に起因して生じたものではなく、専ら乙の責めに帰すべき事由（効力発生日以降の乙による顧客対応の不備、又は乙による通常業務の範囲を超える長期メンテナンスの実施を含むが、これらに限定されない。）に起因して生じた売上の減少分は、当該平均売上額に加算するものとする。）の割合（百分率で算出し、小数点以下四捨五入）（以下「本割合」という。）が90%を下回る場合、乙は、2026年3月10日までに、甲に対し、本割合が90%を下回る旨及び本割合を報告する。

- 前項の報告があった場合、甲は、2026年3月末日までに、乙に対し、次の算式で求まる金額（小数点以下四捨五入）を支払う方法で、乙に対して本対価を返還する。

$$7,000 \text{ 万円} \quad \times \quad \frac{100 - \text{本割合}}{100}$$

第4条（乙の資本金及び準備金の額）

本分割により、乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は変動しない。

第5条（効力発生日）

本分割の効力発生日は、2026年1月1日（以下「効力発生日」という。）とする。但し、本分割の手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを合意により変更することができる。

第6条（簡易分割）

- 甲は、会社法第784条第2項の定めにより、会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。
- 乙は、会社法第796条第2項の定めにより、会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本分割を行う。但し、会社法第796条第3項に規定する場合には、両当事者は対応について協議する。
- 甲及び乙は、効力発生日までに、関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第7条（競業避止義務）

甲は、効力発生日から3年を経過する日までの間、直接又は間接に、乙が承継する本事業と実質的に競合する事業（顧客の受領した請求書の支払いを効率化することを主要な目的としたサービス及び請求書の支払いと関連する業務のBPO業務を提供する事業をいう。）を行ってはならない。

第8条（善管注意義務）

甲は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって、その

業務を執行するものとし、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議して合意の上で実行する。

第9条（本契約の変更・解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本事業若しくは本事業に係る資産、債務、契約その他の権利義務に重大な変動が生じた場合、又は本分割の実行に重大な支障となる事態若しくは著しく困難にする事態が生じた場合（本契約の重大な違反があった場合及び乙において本事業を営むために必要となる許認可等が効力発生日において取得できないことが確実な場合を含む。）は、甲及び乙は、協議及び合意の上で、本分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第10条（準拠法及び紛争解決）

1. 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に起因又は関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項の解釈に関して疑義が生じた場合は、誠意をもって協議の上、これを解決する。

[以下余白]

本契約締結の証として、本契約の原本を 2 通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。本契約を書面によらず電磁的方法により締結する場合は、その証として本書の電磁的記録を作成し、内容について甲及び乙が合意の後、電子署名を施し、各自電磁的記録を保管する。

2025 年 11 月 25 日

甲：東京都港区虎ノ門五丁目 9 番 1 号
ペイトナー株式会社
代表取締役社長 阪井 優

乙：東京都港区南青山一丁目 24 番 3 号 WeWork 乃木坂
株式会社 kubell
代表取締役 山本 正喜

承継権利義務明細表

乙が、効力発生日において本分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、次のとおりとする。但し、資産及び債務の評価については、2025年10月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定するものとする。

1. 資産

本事業に関し甲が保有する資産のうち、次に掲げるもの（以下「承継対象資産」という。）。

- (1) 本サービス及びそのサービスサイトの用に供されるプログラム（ソースコードを含む。）、仕様書、マニュアル、営業用資料その他のデザイン・コンテンツ（以下「本プログラム等」という。）
- (2) 本プログラム等を乙において利用するために必要するために必要となるアカウント情報（パスワードを含む。）
- (3) 本プログラム等に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）
- (4) 本サービスを提供するにあたって甲が取得した本サービスの利用者及び営業先に係る情報
- (5) 本サービスにおいて用いる以下のドメイン
 - bilbil.jp
 - sandbox.jp
- (6) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）適合性評価制度（ISO/IEC 27001）に係るISMS認証を取得するために必要となる資料（情報資産台帳を含むが、これに限らない。）

※なお、効力発生日以降においても、第1号から第3号までの記載にかかわらず、本プログラム等のうち請求書管理に関する機能について、何ら対価を支払うことなく、甲が本事業以外に自ら運営するサービス等の甲の現在又は将来の事業に転用することその他一切の利用（複製、複写、改変、第三者への再許諾その他のあらゆる利用を含む。）について、乙は事前に確認及び許諾する。

2. 債務

本事業に関し甲が負担する負債及び債務のうち、第3項記載の承継対象契約に基づく債務。当該債務を除き、本分割により甲から承継する負債及び債務（本事業に関連するか否かにかかわらず、不法行為債務その他の偶発債務又は簿外債務を含む。）は承継しない。

3. 本事業に関する契約及び雇用契約

本事業に関し甲が締結している全ての契約（本サービスの利用者との間で締結している契約及び承継対象資産に関連して甲が第三者との間で締結している契約を含むが、GMOあおぞらネット銀行株式会社との間の契約及び株式会社うるるBPOとの間の契約は含まない。）（以下「承継対象契約」という。）に係る契約上の地位及び権利義務のうち、効力発生日の前日までに発生している金銭債権及び金銭債務を除いたもの。なお、承継対象契約に雇用契約は含まれない。

4. 許認可等

- (1) 本事業に属する許可、認可、承認、登録及び届出のうち法令上承継可能なもの。
- (2) 公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）が行う JIIMA 認証

別紙2 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

(別添のとおり)

事 業 報 告
(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は「成長する全てのビジネスの、お金のストレスをなくす」をミッションに掲げ、個人事業主・フリーランス向けのオンライン型ファクタリングサービス「ペイトナーファクタリング」事業、及び中小事業者向けのクラウド請求書管理サービス「ペイトナー請求書」事業を開拓しております。

「ペイトナーファクタリング」においては、前期に引き続き申請額・承認額が伸長しており、当事業年度における年間 GMV（ファクタリング実施額）は 145 億円に到達しております。また前期に引き続き、パートナー企業との提携も進捗しており、利用顧客の拡大に向けた各種施策強化を行っております。

「ペイトナー請求書」においては、2022 年 9 月の正式リリース後、当事業年度においても引き続き新規顧客獲得のためのパートナー企業開拓等を進めています。当事業年度末日におけるサービス利用顧客数は 285 社となっております。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高 1,496,650 千円（前期比 89.3% 増）、営業損失 220,184 千円、経常損失 301,238 千円、当期純損失 308,464 千円となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度におきましては、重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

運転資金の確保を目的として、以下のとおり資金調達を行っております。

2024 年 6 月 27 日付で、第三者割当増資により総額 1,149,988 千円の資金調達を行いました。

また、借入金として 1,063,012 千円、社債発行により 1,740,000 千円の資金調達を行っております。

以上より、総額 3,953,000 千円の資金調達を行っております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第3期 (2021年12月期)	第4期 (2022年12月期)	第5期 (2023年12月期)	第6期 (2024年12月期) (当事業年度)
売上高(千円)	110,345	365,940	790,761	1,496,650
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△117,911	△618,506	△248,850	△301,238
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	△118,201	△618,797	△249,140	△308,464
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失(△) (円)	△310.83	△1,531.61	△530.74	△568.57
総資産(千円)	348,425	1,797,173	1,681,296	4,554,190
純資産(千円)	250,432	143,702	129,749	988,010
1株当たり純資産(円)	658.56	318.27	△2,177.18	△2,280.41

(注) 記載金額は、千円未満を切捨て、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産は、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 個人向けオンライン型ファクタリングサービスにおける地位の確立

当社は、個人向けオンライン型ファクタリングサービスにおけるリーディングカンパニーとしての地位を確立し、市場を牽引していくことが重要な課題であると認識しております。

そのために、継続的なサービス開発に加え、広告投資強化による認知拡大を図ってまいります。

② 人材確保と組織体制の整備

当社の継続的な成長の実現に向けて、特にプロダクトの品質を高めるためのエンジニア人材、顧客に価値を提供しビジネスを成長させるためのプロダクトマネジメント人材、内部管理体制の強化に欠かせない経理・法務等のコーポレート人材を中心に、優秀な人材を採用し、強固な組織体制を整備することが重要な課題であると認識しております。

積極的な採用活動を推進していく一方で、従業員が中長期にわたって活躍しやすい環境の整備、企業カルチャーの醸成及び人事制度の構築等を進め、組織力の強化に取り組んでまいります。

③ 利益及びキャッシュ・フローの創出

当社は、事業拡大を目指し、サービス開発や顧客獲得活動等への積極的な投資を進めており、当事業年度まで営業赤字かつ営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しております。

当社は今後も上述の投資を継続するため、一定期間において費用が先行する可能性がありますが、収益性の継続的な向上により、早期黒字化を目指してまいります。

④ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。当社が効率的に拡大できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を重要な課題として認識しております。

これまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って、管理系の各部署における優秀な人材の採用・確保、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査等委員会監査の実施によるコーポレート・ガバナンスの充実などを行っていく方針です。

⑤ 資金調達手段の多様化

債権買取資金が必要となる「ペイトナーファクタリング」の事業上の特性及び当社の現在の財務状況から、事業の運営と成長のためには継続的な運転資金の確保が不可欠となります。デット・エクイティ双方を含む資金調達手段を幅広く検討・立案するとともに適時に実行し、資金調達手段の多様化に努めてまいります。

なお、債権買取資金の調達に関しては、2024年1月31日に株式会社マネーコミュニケーションズ（伊藤忠商事株式会社100%子会社）との提携に係る契約を締結しておりますが、今後も引き続き、調達可能額の増大や調達コストの低減を目指し、新たなスキームの組成も含めて継続的な検討を進めてまいります。

(5) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業区分	事業内容
ペイトナーファクタリング	フリーランス向けオンライン型ファクタリングサービス
ペイトナー請求書	クラウド請求書処理サービス

(6) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

本 社	東京都港区
-----	-------

(7) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
22（2）名	2名増（3名減）

（注）従業員数は就業人員（正社員）であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、事業年度末日時点の

人員を（ ）外数で記載しております

(8) 主要な借入先及び社債引受先の状況（2024年12月31日現在）

(借入先)

借入先名称	借入額
スタートアップ・デットファンド1号投資事業有限責任組合	600,000千円
株式会社静岡銀行	200,000千円
株式会社Fivot	50,560千円
株式会社商工組合中央金庫	17,862千円
株式会社日本政策金融公庫	16,168千円
GMOあおぞらネット銀行株式会社	9,229千円
株式会社みずほ銀行	9,000千円

(社債引受先)

社債引受先名称	引受額
UPSIDER BLUE DREAM Growth Fund2号投資事業有限責任組合	1,000,000千円
Siiibo証券株式会社	53,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（2024年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	普通株式	9,532,000 株
	A 種種類株式	25,000 株
	B 種種類株式	63,000 株
	C 種種類株式	100,000 株
	D 種種類株式	140,000 株
	E 種種類株式	140,000 株
(2) 発行済株式の総数	普通株式	225,000 株
	A 種種類株式	25,000 株
	B 種種類株式	63,000 株
	C 種種類株式	67,273 株
	D 種種類株式	104,030 株
	E 種種類株式	113,344 株
(3) 株主数	普通株式	12 名
	A 種種類株式	1 名
	B 種種類株式	4 名
	C 種種類株式	6 名
	D 種種類株式	13 名
	E 種種類株式	5 名
(4) 大株主		
株主名	持株数	持株比率
阪井 優	普通株式 140,024 株	23.43%
W ventures2号投資事業有限責任組合	C 種種類株式 38,005 株 D 種種類株式 16,850 株 E 種種類株式 9,856 株	10.82%
JIC ベンチャー・グロース・ファンド 2号投資事業有限責任組合	E 種種類株式 49,280 株	8.25%
インキュベイトファンド 4号投資事業有限責任組合	B 種種類株式 30,000 株 C 種種類株式 13,413 株	7.26%
ソラシードスタートアップスタジオ投資事業有限責任組合	普通株式 30,000 株	5.02%
ニッセイ・キャピタル 13号投資事業有限責任組合	E 種種類株式 29,568 株	4.95%
Incubate Camp 有限責任事業組合	A 種種類株式 25,000 株	4.18%
IF Growth Opportunity Fund I, L.P.	D 種種類株式 13,945 株 E 種種類株式 4,928 株	3.15%

FFG ストラテジー投資事業有限責任組合第 1 号	C 種種類株式 4,465 株 D 種種類株式 13,945 株	3.08%
イーストベンチャーズ 3 号投資事業有限責任組合	B 種種類株式 15,000 株	2.50%

(注) 1. 持株比率は、小数点第 2 位未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式を所有しておりません。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権（2022年7月25日臨時株主総会）

本新株予約権は、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっております。なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するというインセンティブ制度であります。

第1回新株予約権	
発行決議日	2022年7月25日
新株予約権の数	38,027個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式38,027株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり33円
新株予約権の行使価格	新株予約権1株当たり1,613円
権利行使期間	2022年7月27日から 2032年7月26日まで
行使の条件	(注)1
割当先	コタエル信託株式会社 (注)2

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は、次のとおりです。

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 1,613円（ただし、本新株予約権の発行要項に基づき行使価額が調整される場合には、当該調整後の行使価額とする。以下、同様。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 1,613円を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当

該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。)。

- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、1,613 円を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が1,613 円を下回る価格となつたとき。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社もしくは関連会社の取締役、監査役もしくは従業員または顧問もしくは業務委託先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年 退職、その他正当な理由があると当社代表取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者は、本新株予約権の目的である当社株式が日本国内及び国外のいずれかの金融商品取引所に上場された場合または当社代表取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、正当な理由があると当社代表取締役（取締役会設置会社の場合には取締役会）が認めた場合は、この限りではない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (注) 2. コタエル信託株式会社は、時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日（受益者指定日と同じ日とします。）時点の当社役職員等のうち受益者として指定されたものを受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

② 第2回新株予約権（2024年12月25日臨時株主総会）

当社は、下記の新株予約権を発行しております。

第2回新株予約権	
発行決議日	2024年12月25日
新株予約権の数	3,942 個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	E 種優先株式 3,942 株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使価格	新株予約権1株当たり 10,146 円
権利行使期間	2024年12月26日から 2034年12月25日まで
行使の条件	(注) 1
割当先	株式会社静岡銀行

(注) 1. 本新株予約権は、当社が、株式会社静岡銀行（以下、「静岡銀行」といいます。）の制度融資である、スタートアップ支援資金（新株予約権付融资）を利用するにあたり、融资実行と同時に静岡銀行に対して、以下の条件に基づき発行したものです。

- ① 行使請求期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。また、行使請求期間において本新株予約権の保有者（以下「本新株予約権者」という。）が本新株予約権を行使する場合、当該行使の前に、会社に対して通知をするとともに、会社から要請があった場合事前に協議しなければならないものとする。
- ② 会社が、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 2 条第 16 項に定める金融商品取引所に対しその株式を上場申請するために、申請基準決算日を取締役会の決議により決定した場合には、本新株予約権の全部を取得し、引換えに本新株予約権者に対し会社の普通株式を目的とする他の新株予約権を交付することができるものとする。
- ③ 本新株予約権 1 個の取得と引換えに交付すべき普通株式を目的とする他の新株予約権は、1 個とする。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2024年12月31日現在)

会社における地位	氏名	性別	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	阪井 優	男	
取締役	野呂 祐介	男	請求書事業担当
取締役	赤浦 徹	男	インキュベイトキャピタル株式会社 代表取締役 インキュベイトトラスト株式会社 取締役 インキュベイトファンド株式会社 代表取締役 株式会社エスプール 社外取締役 Sansan 株式会社 社外取締役 株式会社ワークハピネス 社外取締役 株式会社スピカ 社外取締役 株式会社ダブルスタンダード 社外取締役 株式会社retro 社外取締役 ClipLine 株式会社 社外取締役 Crevo 株式会社 社外取締役 株式会社ゆめみ 社外取締役 IF ホールディングス株式会社 代表取締役 株式会社ispace 社外取締役 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 特別顧問 ベルフェイス株式会社 社外取締役 株式会社Hosty 社外監査役 株式会社岩谷技研 社外取締役 SpaceBD 株式会社 社外取締役 コミスマ株式会社 社外取締役 株式会社jig.jp 社外取締役
取締役	服部 将大	男	W 株式会社 パートナー 合同会社 MASA 代表社員
取締役 (常勤監査等委員)	本田 梨恵	女	
取締役 (監査等委員)	小川 周哉	男	TMI 総合法律事務所 弁護士 株式会社フレクト 社外取締役 イーソリューションズ株式会社 社外取締役 株式会社TableCheck 社外監査役 株式会社Kyash 社外取締役
取締役 (監査等委員)	太田 奈央 (宮沢 奈央)	女	TFR 法律事務所 弁護士 株式会社エスプール 社外取締役

			株式会社ギフトモール 社外監査役
			株式会社マイクロアド 社外取締役

(注) 1. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

- ・2024年3月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で機関設計を監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、監査役小川周哉氏は退任いたしました。
 - ・2024年3月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、新たに本田梨恵氏、小川周哉氏及び宮沢奈央氏が取締役監査等委員に選任され、同日付で就任いたしました。
 - ・2024年12月31日をもって、服部将大氏が辞任いたしました。
2. 取締役である赤浦徹氏及び服部将大氏、並びに取締役監査等委員である本田梨恵、小川周哉氏及び宮沢奈央氏は、社外取締役であります。
3. 取締役監査等委員である本田梨恵氏は、現職の公認会計士であり、会計に関する豊富な経験と知見を有しております。また、取締役監査等委員である小川周哉氏及び宮沢奈央氏は、現職の弁護士であり、企業法務、会社法及びコーポレート・ガバナンス等に関する相当程度の知見を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査人等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、本田梨恵氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、赤浦徹氏、服部将大氏、本田梨恵氏、小川周哉氏及び宮沢奈央氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の概要

該当事項はありません。

(4) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

当社は2024年3月29日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等」を決議しており、取締役（監査等委員であるものを除く。）の役員報酬に係る決定方針について定めております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等の概要は、以下のとおりであります。

① 基本方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同様。）の役員報酬については、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・明確性のある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定することを基本方針とする。

② 取締役の個人別の報酬等のうち、次の事項の決定に関する方針

1) 個人別の報酬等（業績連動報酬等・非金銭報酬等以外）の額または算定方法

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、取締役の役位、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。具体的な方針及び基準については今後検討を進める。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、

2024年8月29日開催の臨時株主総会において年額60百万円以内と決議している。

2) 業績連動報酬等について業績指標の内容、額または数の算定方法

採用していない。

今後、業績連動報酬については導入の是非について検討を進める。

3) 非金銭報酬等（ストックオプション等）の内容、額もしくは数または算定方法

非金銭報酬は、企業価値の持続的な向上を目指すこと及び株主利益との連動を図ることを目的とし、ストックオプションその他の株式報酬制度を、今後検討する。

4) 1) 2) 3) の割合（構成比率）の決定方針

当社の取締役の種類別の報酬割合については、役位、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

③ 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

固定報酬は金銭とし、在任中に毎月定期的に支払う。

非金銭報酬の付与の時期・条件等については、今後検討を進める。

④ 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

1) 委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当

代表取締役社長が取締役会から委任を受けて、株主総会で承認を得た年額の範囲内で、監査等委員会の意見を考慮したうえで、個別の報酬額を決定するものとする。

2) 委任する権限の内容

個人別の報酬について金額・条件等の決定。ただし、非金銭報酬等の額・条件等の決定を除く。

3) 権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

該当事項なし。

⑤報酬等の内容の決定方法（③の事項を除く）

該当事項なし。

⑥その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当事項なし。

(5) 役員の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役（監査等委員であるものを除く） (うち社外取締役)	4名 (2名)	20,300千円 (0千円)
監査役 (うち社外監査役)	1名 (1名)	200千円 (200千円)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3名 (3名)	7,000千円 (7,000千円)
合計 (うち社外役員)	8名 (6名)	27,500千円 (7,200千円)

(注) 1. 報酬等の額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記には、2024年3月29日開催の臨時株主総会決議に基づく監査等委員会設置会社への機関設計移行に伴って退任した監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2024年8月29日開催の臨時株主総会において、年額60百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会の終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は、4名（うち社外取締役2名）です。
5. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2024年3月29日開催の第5回定時株主総会において、年額8,400千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名（うち社外取締役3名）です。
6. 取締役会は、代表取締役社長阪井優に各取締役（監査等委員であるものを除く。）の具体的な報酬金額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に監査等委員会にて、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬の決定方針及び適正な決定手続等に関する協議を行っております

② 事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役赤浦徹氏は、インキュベイトファンド株式会社の代表取締役であります。当該兼職先は、当社の株主であるインキュベイトファンド4号投資事業有限責任組合、Incubate Camp 有限責任事業組合及びIF Growth Opportunity Fund I, L.P.の運営主体であります。同氏はこのほか、(1)に記載の各社の社外役員等でありますが、当社とこれらの兼職先との間には、特別の関係はありません。

取締役服部将大氏は、W株式会社のパートナーであります。当該兼職先は、当社の株主であるW ventures2号投資事業有限責任組合の運営主体であります。同氏はこのほか、合同会社MASAの代表社員でありますが、当社と当該兼職先との間には、特別の関係はありません

取締役監査等委員小川周哉氏は、TMI総合法律事務所の弁護士であるほか、株式会社フレクト、イーソリューションズ株式会社、株式会社TableCheck及び株式会社Kyashの社外役員であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

取締役監査等委員宮沢奈央氏は、TFR法律事務所の弁護士であるほか、株式会社エスプール、株式会社ギフトモール及び株式会社マイクロアドの社外役員であります。当社と兼職先との間には、特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
取締役 赤浦 徹	当事業年度に開催された取締役会 13 回のすべてに出席しております。主にスタートアップ企業への投資における豊富な経験を通じて培った知見から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。
取締役 服部 将大	当事業年度に開催された取締役会 13 回のすべてに出席しております。主にスタートアップ企業への投資における豊富な経験を通じて培った知見から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。
取締役（常勤監査等委員） 本田 梨恵	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち就任以降に開催された 10 回のすべてに出席しております。 主に公認会計士として監査法人における豊富な経験を通じて培った専門的知見から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会 10 回のすべてに出席しております。出席した監査等委員会においては、審議に必要な発言及び監査業務全般に資する発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 小川 周哉	当事業年度に開催された取締役会 13 回のすべてに出席しております。 主に弁護士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会 10 回のすべてに出席しております。出席した監査等委員会においては、審議に必要な発言及び監査業務全般に資する発言を適宜行っております。
取締役（監査等委員） 宮沢 奈央	当事業年度に開催された取締役会 13 回のうち就任以降に開催された 10 回のすべてに出席しております。 主に弁護士としての豊富な経験を通じて培った専門的知見から、取締役会の適切な意思決定に資する発言を適宜行っております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会 10 回のすべてに出席しております。出席した監査等委員会においては、審議に必要な発言及び監査業務全般に資する発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 史彩監査法人

(注) 当社は 2024 年 3 月 29 日開催の第 5 回定時株主総会決議に基づき、史彩監査法人を会計監査人に選任し、同日付で就任しております。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,800 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,800 千円

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、史彩監査法人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項以外の業務（非監査業務）を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は 2024 年 4 月 16 日開催の取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として「内部統制システムに関する基本方針」を決定しております。

当該決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、企業活動の根本に法令遵守を位置付け、取締役は法令遵守体制の充実や社内教育・啓発に努める。
- 2) 定期的に開催する取締役会にて、各取締役は重要な職務執行の状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- 3) 内部監査人は定期的な内部監査により、法令及び定款並びに社内諸規程の遵守その他適切な職務執行を確認し、取締役社長及び監査等委員会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 社内諸規程に定める所に従って、取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- 2) 取締役は、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクについては、各部門において洗い出し、重要度、緊急度及び頻度等を検討した上で予防策を敷く。
- 2) リスクが顕在化した際は迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を構築・整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会を原則毎月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定を行うとともに、取締役の職務執行を監視・監督する。
- 2) 中期経営計画及び年度予算を策定し、目標を明確にして計数管理を行うとともに、その計画に基づいて職務執行の状況を監視・監督する。
- 3) 職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程その他社内諸規程に基づき、業務分担及び職務権限等を明確にして業務の効率性を高める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、法令遵守はもとより、高い倫理観を持ち誠実な企業活動を行うものとする。
- 2) 使用人に対して、当社の一員として必要な知識の習得と、法令遵守に関する啓発を適宜実施し、浸透・徹底を図る。
- 3) 内部監査人は、各部門の職務執行の法令及び定款並びに社内諸規程への適合を確認し、取締役社長及び監査等委員会に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査等委員会が求めた場合は、その職務を補助する使用人を置くものとする。

⑦ 前号の使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

前号の使用人の人事評価及び人事異動については、監査等委員会の同意を得るものとする。

⑧ 前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

前号の使用人に関しては、監査等委員会の指揮命令に従う旨を周知徹底する。

⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- 1) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び職務執行の状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席し、報告を受けることができる。
- 2) 取締役及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて、職務執行の状況その他必要な報告及び情報提供を行う。
- 3) 監査等委員会は、契約書及び決裁書類その他重要な書類を隨時閲覧・確認できる。
- 4) 内部監査人は、監査等委員会に対して、内部監査の結果等について報告を行う。

⑩ 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告した者を、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を周知徹底する。

⑪ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査等委員の請求等に従い円滑に行うことが可能な体制とする。

⑫ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査等委員は、取締役会のほか、必要に応じて重要な会議に出席できることとする。
- 2) 監査等委員会は、取締役社長と原則として毎月1回以上の定期的な打合せ及び意見交換を行うほか、必要に応じて取締役及び使用人にヒアリングを実施する。
- 3) 監査等委員会は、内部監査人及び監査法人と原則として3ヶ月に1回の定期的な打合せを行い、相互連携を図るほか、必要に応じて報告を求める。
- 4) 監査等委員会が必要と認める場合には、弁護士や公認会計士等の外部の専門家を活用できる。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

内部統制システムに関する基本方針及び関連諸規程に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。

(14) 反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 当社は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求は断固拒絶することを基本的な考え方とする。
- 2) 取引先等につき、反社会的勢力との関係の有無を確認するとともに、外部関係機関等からの情報収集に努める。
- 3) 反社会的勢力への対応に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関との協力・連携体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 重要な会議の開催状況

当事業年度において、取締役会を 13 回開催し、各議案についての十分な審議や取締役の業務執行状況についての報告が行われ、適宜意見交換がなされております。

② 監査等委員監査の実施状況

内部監査人と連携して監査等委員監査を実施しております。

常勤監査等委員は、取締役会等の重要会議への出席に加えて、代表取締役社長その他業務執行取締役との定期的な面談、会計監査人との継続的な意見交換、及び重要書類等の定期的な閲覧調査を実施しております。

③ 財務報告に係る信頼性の確保に対する取組み

内部統制システムに関する基本方針及び社内規程に基づき、決算数字の確定から開示までの作成プロセス、及び開示プロセスの整備・構築を進めております。

④ 反社会的勢力の排除に向けた具体的な取組み状況

管理部門においては、暴力団追放運動推進都民センター等の外部機関からの情報収集を行うほか、必要に応じて顧問弁護士等と協議・相談を行う体制を整えております。

取引の実施に際しては、「TRUSTDOCK」「日経テレコン 21」等の外部ツールを利用して新規取引先の事前チェック及び既存取引先の継続的なチェックを行うとともに、取引先と締結する契約書等においては、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合に契約解除する旨の条項（いわゆる暴排条項）を設けております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8. 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

該当事項はありません。

第6期 計算書類

自 2024年1月1日

至 2024年12月31日

ペイトナー株式会社

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	4,412,394	流動負債	3,329,883
現金及び預金	2,476,485	一年内償還予定の社債	1,024,000
買取債権	1,845,647	一年内返済予定の長期借入金	73,245
売掛金	1,366	短期借入金	609,000
前払費用	86,312	未払金	1,603,889
未収還付消費税	2,837	未払費用	12,934
未収還付法人税	39	未払法人税等	950
その他流動資産	284	預り金	2,038
貸倒引当金	△578	その他流動負債	3,825
固定資産	0	固定負債	236,296
有形固定資産	0	長期借入金	204,300
建物付属設備	0	社債	29,000
工具、器具及び備品	0	資産除去債務	2,996
無形固定資産	0	繰延税金負債	0
商標権	0	負債合計	3,566,180
純資産の部			
投資その他資産	141,796	株主資本	970,017
敷金及び保証金	141,214	資本金	100,000
長期前払費用	572	資本剰余金	1,178,482
その他(投資その他の資産)	10	資本準備金	767,450
		その他資本剰余金	411,032
		利益剰余金	△308,464
		その他利益剰余金	△308,464
		繰越利益剰余金	△308,464
		新株予約権	17,992
		純資産合計	988,010
資産合計	4,554,190	負債・純資産合計	4,554,190

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2024 年 1 月 1 日
至 2024 年 12 月 31 日

(単位 : 千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,496,650
売 上 原 価	39,938
売 上 総 利 益	1,456,711
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,676,896
営 業 損 失 (△)	△220,184
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	269
受 取 手 数 料	3,463
そ の 他	619
営 業 外 費 用	4,352
支 払 利 息	44,924
社 債 利 息	30,034
支 払 手 数 料	10,444
そ の 他	2
経 常 損 失 (△)	△301,238
特 別 損 失	
減 損 損 失	6,276
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)	△307,514
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	950
法 人 税 等 調 整 額	0
当 期 純 損 失 (△)	△308,464

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

自 2024 年 1 月 1 日
至 2024 年 12 月 31 日

(単位: 千円)

資本金	株主資本						新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計					
当期首残高	100,000	192,456	85,178	277,634	△249,140	△249,140	128,494	1,254	129,749	
当期変動額										
新株の発行	574,994	574,994		574,994			1,149,988		1,149,988	
減資	△574,994						△574,994		△574,994	
資本金から資本剰余金及び利益剰余金への振替			325,853	325,853	249,140	249,140	574,994		574,994	
新株予約権の発行								16,737	16,737	
当期純損失					△308,464	△308,464	△308,464		△308,464	
当期変動額合計	-	574,994	325,853	900,847	△59,324	△59,324	841,523	16,737	858,261	
当期末残高	100,000	767,450	411,032	1,178,482	△308,464	△308,464	970,017	17,992	988,010	

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備 4～15年

工具、器具及び備品 4～5年

②無形固定資産

商標権

10年での定額法によっております。

(2) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

(ファクタリング事業／その他収益)

ファクタリングサービスを提供しております。このようなサービスについては、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、収益を認識することとしております。

(ペイトナー請求書事業／顧客との契約から生じる収益)

ペイトナー請求書事業ではペイトナー請求書の運営を行っております。振込実行に伴うサービス利用料については、振込実行の時点で収益を認識しております。

有料のオプションについては、顧客との契約における履行義務の充足に従い収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

①当事業年度の貸借対照表に計上した金額

減損損失 6,276千円

有形固定資産 0千円

無形固定資産 0千円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i) 算出方法

固定資産の減損の兆候を把握するにあたり、会社全体を1つの資産グループとしております。

当該グルーピングを前提として、資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっていること等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。

判定の結果、当年度末において減損損失を認識すべきであると判定された固定資産については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は使用価値により測定し、使用価値は将来キャッシュ・フローの割引現在価値として

算定しております。

(ii) 主要な仮定

将来キャッシュフローの算出は、事業計画に基づいて見積っており、売上高の成長率及び収益・費用の予測等を主要な仮定としております。

(iii) 翌事業年度以降の計算書類に与える影響

当事業年度において、固定資産の備忘価額まで減損損失を計上しているため、翌事業年度の計算書類に与える影響はありません。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	-

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(i) 算出方法

繰延税金資産の計上にあたり、将来減算（加算）一時差異等の解消スケジュールをもとに収益力及びタックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得を見積もった結果、回収可能性が認められないと判断し、繰延税金資産を計上しておりません。

(ii) 主要な仮定

一時差異等加減算前課税所得の見積りは、事業計画に基づいて見積っており、売上高の成長率及び収益・費用の予測等を主要な仮定としております。

(iii) 翌事業年度以降の計算書類に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、売上高の成長率及び費用の予測等の仮定に変更が生じた場合には、翌事業年度の繰延税金資産の回収可能性の判断に影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

定期預金	9,000 千円
計	9,000 千円

② 担保に係る債務

短期借入金	9,000 千円
計	9,000 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,191 千円

(3) コミットメントライン契約

当社は運転資金の効率的な調達への備えをするため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。当事業年度末における借入実行残高等は次の通りであります。

コミットメントライン	10,000 千円
借入実行残高	9,229 千円
差引額	771 千円

(4) 財務制限条項

当社が締結している金銭消費貸借契約のうち、財務制限条項が付されている当事業年度末における借入残高は次の通りであります。本契約には、貸借対照表及び損益計算書等より算出される一定の指標等を基準

とする財務制限条項が付されており、当該条項に抵触することとなった場合には、借入金について期限の利益を喪失するおそれがあります。

短期借入金	600,000 千円
長期借入金	183,350 千円
合計額	783,350 千円

4. 損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

主な用途	種類	場所	金額
共用資産	建物付属設備、工具器具備品、商標権	東京	6,276 千円

当社は会社全体を1つの資産グループとし、グルーピングを行なっております。

その結果、当会計年度において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなっている資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。その内訳は、建物付属設備4,330千円、工具器具備品1,241千円、商標権703千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、回収可能価額を零として評価しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1)当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	225,000 株
A種優先株式	25,000 株
B種優先株式	63,000 株
C種優先株式	67,273 株
D種優先株式	104,030 株
E種優先株式	113,344 株

(2)当事業年度の末日における自己株式の数

該当事項はありません。

(3)当事業年度中に行った剰余金の配当の総額

該当事項はありません。

(4)当事業年度後に行う剰余金の配当の総額

該当事項はありません。

(5)当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

普通株式	38,027 株
E種優先株式	3,942 株

(6)配当に関する事項

① 配当金支払額

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

当事業年度
(自 2024年1月1日
至 2024年12月31日)

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	420,627 千円
減価償却超過額	50,738 千円
減損損失	2,171 千円
その他	1,327 千円
繰延税金資産小計	474,863 千円
評価性引当額	△474,863 千円
繰延税金資産合計	-千円

繰延税金負債	
資産除去債務対応資産	0 千円
繰延税金負債合計	0 千円
繰延税金資産（負債）の純額	0 千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入および社債の発行により調達しております。なおデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である買取債権、売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であります。

借入金および社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、償還日は決算日後5年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(i) 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

当社は営業債権については、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ii) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金繰り計画を作成及び更新するとともに、相当額の手元流動性を維持し、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、未収入金、短期借入金、未払金については、現金であること、及び短期間で決済されるために時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	277,546	277,120	△425
(2) 社債 (1年内償還予定の社債を含む)	1,053,000	1,052,238	△761
負債計	1,330,546	1,329,538	△1,187

(注) 1. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	609,000	-	-	-	-	-
長期借入金	73,245	13,080	188,588	2,632	-	-
社債	1,024,000	29,000	-	-	-	-
合計	1,706,245	42,080	188,588	2,632	-	-

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	277,120	-	277,120
社債	-	1,052,238	-	1,052,238
合計	-	1,329,538	-	1,329,538

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

負 債

(1) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(2) 社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を、同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

(単位:千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	阪井 優	23.43%	当社代表取締役社長	債務保証	34,406	-	-

(注) 1. 当社は政策金融公庫からの借入残高 16,544 千円、商工組合中央金庫からの借入残高 17,862 千円に対して、当社代表取締役社長阪井優より債務保証を受けております。なお、保証料の支払及び担保の提供は行っておりません。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:千円)

	ファクタリング事業	ペイトナー請求書事業	その他	合計
売上高 顧客との契約から生じる収益	—	36,883	398	37,281
その他収益	1,459,368	—	—	1,459,368
外部顧客への売上高	1,459,368	36,883	398	1,496,650

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項関係」の「収益及び費用の計上基準」に記載しているとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社では契約資産及び契約負債の残高はありません。また、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当事業年度に認識した収益はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

△2,280 円 41 銭

(2) 1株当たり当期純損失

△568 円 57 銭

11. 重要な後発事象に関する注記

当社は、2025年2月18日開催の取締役会において、以下のとおり当座貸越枠の設定に関する契約の締結を決議しております。

資金調達の概要

① 資金の使途	短期運転資金
② 契約先	株式会社三井住友銀行
③ 当座貸越枠	300 百万円
④ 貸越枠利用期日	2025 年 9 月 1 日
⑤ 借入金額	100 百万円
⑥ 借入実行日	2025 年 2 月 28 日
⑦ 借入金利	変動金利（基準金利+スプレッド）
⑧ 返済期限	2025 年 3 月 31 日
⑨ 担保の有無	無

独立監査人の監査報告書

2025年3月13日

ペイトナー株式会社
取締役会御中

史彩監査法人

東京都港区

指 定 社 員
業務執行社員

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 西田 友洋

公認会計士 本橋 義郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ペイトナー株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第6期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、そ

の他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告

書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第6期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法および結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年3月18日

ペイトナー株式会社 監査等委員会

監査等委員 本田梨恵 印

監査等委員 小川周哉 印

監査等委員 宮沢奈央 印

以上